

平成 23 年 1 月 12 日  
株式会社モデル百貨

## 改正割賦販売法に伴う「クレジットカードの支払可能見込額調査等」に関するお知らせ

改正割賦販売法により、クレジットカードの有効期限更新等にあたりまして、年収やご利用状況に基づいた支払可能見込額の調査と「支払可能見込額×経済産業大臣が定める割合(90%)」を超えない範囲での利用可能枠の設定が義務付けられています。

### ◇支払可能見込額の算出式

( 年収額※1 - 年間請求予定額※2 - 生活維持費※3 )

※1) 年収額について…原則、お客様よりご申告いただく年収額

※2) 年間請求予定額…個人信用情報機関に各クレジット会社が登録する年間請求予定額(1回払い利用分を除く)をもとに算定される額

※3) 生活維持費 …法令で定められた以下の金額

	生計を一にする者の人数			
	1人	2人	3人	4人以上
住宅ローン・家賃支払無し	90万円	136万円	169万円	200万円
住宅ローン・家賃支払有り	116万円	177万円	209万円	240万円

以下に該当した際に、順次支払可能見込額調査を行ってまいります。

### ◇調査を行う時期

- (1) お持ちのクレジットカードについて有効期限を更新するとき
- (2) クレジットカードを新たにお申込みいただいたとき
- (3) お手持ちのクレジットカードについてご利用可能枠を増額するとき

上記調査および当社所定の審査の結果によりましては、ご利用可能枠の見直しあるいは新しい有効期限のカードをお届けできない場合がございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。また、調査に先立ちまして、現在当社にお届けいただいておりますお客様の情報を確認させていただく場合がありますので併せてご案内申し上げます。

☆改正割賦販売法の主な改正内容につきましては、社団法人日本クレジット協会のホームページでご確認ください。

<http://www.j-credit.or.jp> → 「改正割賦販売法の主な改正内容」